

日本人LGBTムスリムと同性愛的行為・同性婚

— 信仰とセクシュアリティの両立に関する予備的考察 —

梅津 綾子*

キーワード

日本人LGBTムスリム、同性愛的行為・同性婚、再/新解釈、伝統主義

目次

- I はじめに——イスラームと同性愛嫌悪に関する近年の世界的動向
 - 1 イスラームで非難される同性愛的行為
 - 2 イスラーム社会で差別される同性愛のムスリム
 - 3 イスラームと同性婚に関する近年の議論——聖典の新しい解釈と新伝統主義
- II 日本のLGBTとイスラーム
 - 1 日本のLGBT差別・偏見に関する現状
 - 2 日本のムスリムとLGBT
- III 調査概要
- IV 日本のムスリム・コミュニティにおけるLGBTへの差別・偏見の有無
 - 1 外国人信者からのSOGIハラスメント——Aさん・Bさんの語りより
 - 2 日本人ムスリムとSOGI理解
- V 日本人LGBTムスリムによる同性愛的行為・同性婚に関する見解
 - 1 同性婚禁止を支持するも自己否定はしない——Cさんの見解
 - 2 宗教はLGBTを押さえつけられない——Bさんの見解
 - 3 従来規範を基にして同性婚を肯定——Aさんの見解
- VI おわりに——伝統主義 vs 再/新解釈、日本人か外国人か、LGBTか否か、ムスリムか否かを越えて

I はじめに——イスラームと同性愛嫌悪に関する近年の世界的動向

「LGBTに敵しい」とされるイスラームに改宗した日本人の性的少数者（以下、LGBT¹）は、同性と恋愛・結婚することを宗教上どのように捉えているのか。本稿の目的はこの点について、日本のLGBTへの偏見・差別の現況と合わせて、人類学的観点から明らかにすること、そしてそこからイスラームと性の多様性が両

立するための手がかりを得ることにある。

1 イスラームで非難される同性愛的行為

イスラームのジェンダー観はその固定的な性別規範と男性中心主義が強調され、フェミニズムと対立的に論じられてきた（cf. 八木 2007）。イスラームとLGBTのコンフリクトはそれ以上に敵しい。例えば世界中のムスリム²の多数派を占めるスンナ派の四大法学派（マーリク学派、シャーフイー学派、ハンバル学派、

* 南山大学

1 LGBTはレズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性自認が生まれた時に割り当てられた性別と異なる人）を意味する。ただし本稿では性的少数者の総称として本用語を用いる。

2 イスラ（一）ム教徒。女性信者はムスリマとも呼ばれる。本稿では女性であることを強調する場合を除き、性別を問わずムスリムと表記する。

ハナフィー学派)の全てが同性愛的行為を非難している (cf. Siraj 2017: 92; 大形 2019: 57)³。

イスラームで同性愛的行為・同性婚が非難される根拠として、聖典クルアーンや預言者ムハンマドの言行録ハディースで登場するルート (あるいは旧約聖書のロト) の記述がよく挙げられる。ルートとは預言者の1人である。彼は唯一神アッラーの命により人間 (男性) の姿で現れた3人の天使に指示されて、ソドムの町⁴に遣わされたとされる。例えばハディースには次のような記述がある⁵。「預言者ルート (ロト) の民、即ちソドムの町の住民は男色狂で彼の大切な男性客をねらって力づくでも襲おうとした」。ルートがそれを阻止できずにいると、(ルートの男性客としての) 天使達が「かれら (ソドムの住民) は決してあなたに手を触れることは出来ない。それで夜の間あなたの家族を連れて出て行きなさい」(クルアーン第11章第81節、三田 (訳)⁶、()内は引用者の加筆) と言った。そうしてアッラーは、「わが命令が下った時、われはそれ (町) を転覆し、その上にわれは幾重にも焼いた泥の石を雨と降らせた」。なお「(その石には)アッラーの御許で、(懲罰の)記号が付けられていた。それらは、不義を行う者の上にも降りかかるのである」(クルアーン第11章第82-83節) という。つまり預言者ルートの男性客を襲おうとした「男色狂」のソドムの住民達は、アッラーによる懲罰を受けて殺されたということになる。なおクルアーンやハディースは女性の同性愛者については全く触れていない (Siraj 2011: 101; cf. 青柳 2020: 5)。

こうした記述について、ジェンダー・同性愛・宗教に関する諸問題を研究するイギリスの研究者アシファ・シラージは次のように指摘する。「ルートの記述は、同性間の性交を理解するため、あるいは非難するために、伝統的イスラームの議論でも現代的イスラームの議論でも使われている。ムスリムの学者や神

学者の大方の結論は、ルートの人々は、ソドミー (男性同士のアナルセックス)⁷を営んだために罰せられたというものである」(Siraj 2017: 92)。

2 イスラーム社会で差別される同性愛のムスリム

同性愛的行為を不道徳とする「古典的解釈⁸」(高橋 2019: 133) は、イスラーム社会において実際的かつ圧倒的な影響力をもつ。例えばイスラーム社会の中でも保守的とされる中東では、サウジアラビアやUAEなど数か国で同性愛が死刑に値する犯罪と考えられている⁹。世界一のムスリム人口を誇り、かつ中東イスラーム諸国のLGBTを取り巻く状況よりは「まし」とされるインドネシアでも、保守派イスラーム勢力による反LGBT活動が近年活発化している (大形 2019: 48)¹⁰。

LGBTムスリムが差別を受けて苦境に立たされているのは、ムスリムがマジョリティである社会に限らない。シラージは、スコットランドで生まれ育ったパキスタン系ムスリム移民 (2世) でレズビアンであるソフィアのライフヒストリーについて報告している (Siraj 2011)。ソフィアが置かれてきた環境について、シラージは次のように記述する。「彼女(ソフィア)は、彼女の家族が同性愛に対して非常にネガティブな認識をもっていること、そして同性愛に関する宗教的非難を彼女が経験してきたことにより、疎外感をもっていた」(Siraj 2012: 454、()内は引用者の加筆)。ソフィアはレズビアンであることを受け入れる前には自殺未遂を繰り返していた。自分を認めるようになった後も、「クルアーンでは悪いことと言われているから、同性愛は悪いこと」(Siraj 2011: 116) という認識のままである。彼女は「女性と一緒にいない (同性愛的行為をしない)」ことで、「自分はゲイの人達の仲間ではあるが、完全に同じ (ように悪いことをしているわけ) ではない」と考える (Siraj 2011: 115、()内は引用者の

3 本稿ではスンナ派のイスラーム社会を主として取り上げる。ただし少数派シーア派のLGBTへの対応もスンナ派と同様に厳しい(青柳 2020: 14)。

4 旧約聖書で背徳の町として知られる。

5 「イブラヒームの美德」アブー・フライラによる最初の伝承の注3、磯崎・飯森・小笠原 (訳) 『サヒーフ・ムスリム』3巻 pp. 361-364 (ウェブ版。「サヒーフ」は「真正」の意)。以下、ハディースの和訳は同文献を参照した。

6 以下、クルアーンの和訳は三田了一訳 (ウェブ版) を参照した。

7 ソドミーとは「不自然」な性行動を意味する、法学で使われる用語である。

8 高橋論文では「古典的解釈」は、「スンナ派の学問伝統を重視し、宗教諸学の枠組みに沿った古典的イスラーム解釈」を指す (高橋 2019: 133)。

9 cf. ILGA World map on sexual orientation laws (2020) (2020年版の性的指向に関する世界の法制度を示した地図、ウェブサイトより)。

10 その他、イスラームを国教とするマレーシアでも、イスラーム系の人権NGOがLGBT運動に批判的な態度を表明している (伊賀 2017: 74)。

加筆)。つまりソフィアは同性愛的行為を不道徳とする規範を内在化したままでいるのである。

このようにイスラーム社会のLGBTの人々は、場合によっては生命の危険すら伴う形で差別・偏見に晒されている場合が多い。

3 イスラームと同性婚に関する近年の議論——聖典の新しい解釈と新伝統主義

LGBTムスリムに関する研究は、近年欧米を中心に盛んである。その一角を成すのが、同性愛に関するクルアーンやハディースの再解釈や新しい解釈を目指す（あるいは支持する）ものである（e.g. Kugle 2010; Siraj 2012, 2017）。

例えば、イスラームと同性愛の課題について初めて取り組んだとされる研究者で、自身もゲイのムスリムであることを公表している、アメリカのエモリー大学の教授スコット・クーゲルは、自著『イスラームにおける同性愛——ゲイ、レズビアン、トランスジェンダーのムスリムに関する批判的省察 (*Homosexuality in Islam: Critical Reflection of Gay, Lesbian, and Transgender Muslims*)』において次のように主張する。「ルートの話は全く同性愛的行為に関するものではない。むしろ（中略）ルートはレイプのような強制的な性行為を非難しているのだ。これは侵略と力で他人を服従させたい衝動に突き動かされた男性のセクシュアリティに関する批判であって、とりわけ男性の同性愛的行為に関して批判するものではない」（Kugle 2010: 56、中略は引用者の加筆）。

同性愛に関するクルアーンの新解釈は他にもある。それらは、「今まで見過ごされてきたコーラン（クルアーン）の章句を、同性愛者の視点から新たに解釈する」もので、「ゲイ、レズビアン、トランスジェンダーも神によって認められていると考えることができる」、「伝統的解釈にはなかった、新しい独創的な解釈」（青柳 2021: 9、（）内は引用者の加筆）が多い。例えばクーゲルは、ある同性愛者の集会の場で2人のイマーム（イスラームの指導者）が次のようにクルアーンを解釈していたことを自著で述べている。クルアーンの「結婚

を望めない、産児期の過ぎた女は、その装飾をこれ見よがしに示さない限り、外衣を脱いでも罪ではない。だが控え目にするのは、かの女らのために良い」（クルアーン第24章第60節）という章句の「産児期の過ぎた女」とは、性交を求めず、出産もしない女性である。そしてそのような女性は言葉通りの産児期を過ぎた年配の女性に限らず、レズビアン女性も該当しうるのである（Kugle 2010: 66-68）。

一方で現代アメリカにおけるイスラームを研究する高橋圭によると、欧米英語圏の若いムスリム達の間で、1990年代半ば以降に目立つようになったスンナ派のイスラーム的伝統への回帰を掲げる新伝統主義の運動が、近年盛り上がりを見せている¹¹（高橋 2019: 133）。かれらは、過去の解釈を経由せず直接聖典にあたってその再解釈を目指す近代イスラーム改革運動¹²により（高橋 2019: 135; cf. 中村 1997）、「古典的解釈の継承の流れが断絶」（高橋 2019: 135）することに反発している。

その上で新伝統主義の知識人は、可能な限り女性や同性愛者に配慮し、アメリカのムスリムの「現実」に歩み寄っているという（高橋 2019: 141）。例えば高橋は、新伝統主義をけん引するムスリム知識人の中で最も人気があるというハムザ・ユースフが、「同性愛の問題」に関して、CNNからのインタビューに次のように回答したことを挙げている。「（ユースフは）同性間の性行為が法的には認められないとする立場を明確にしつつ、彼が同性愛者のムスリムの苦闘を理解し、それに同情していることも強調している」（高橋 2019: 140; cf. SeekersGuidance 2016、（）内は引用者の加筆）。また高橋の調査によれば、「新伝統主義のある信奉者は、同性愛者のムスリムがその性的指向に沿って行動しないように努力することが一種のジハード（努力、聖戦）であると解釈」している（高橋 2019: 141、（）内は引用者の加筆）。これによってかれらは、アメリカの同性愛者のムスリムの苦闘に積極的な意味づけをすることもある（高橋 2019: 141）。さらに「イスラームの規範に沿った生き方ができないムスリムであっても、タウバ（改悛）¹³を行うことで神の赦しを得られると

11 高橋は、新伝統主義が既存の伝統主義とどのような関係にあるのかはまだ不明であるとする。しかし現在の運動には「若者世代に支持層を獲得し、アメリカの若者文化とも一定の親和性を持ちながら展開している点」など新しい特徴があるため、高橋は旧来の潮流と区別している（高橋 2019: 133-134）。

12 クーゲルなどによるLGBTムスリムに関する再／新解釈も、直接聖典にあたる点において、近代イスラーム運動（中村 1997）の延長上に位置すると筆者は考える。

13 タウバ（改悛）は、「過ちを犯しても改悛することでその罪が赦されるとする教え」である（高橋 2019: 141; cf. 矢島 2002: 597）。

いう主張も見られる」という(高橋 2019: 141)。とはいえ、新伝統主義者による LGBT ムスリムへの配慮は「共感」や「同情」であり、同性愛的行為や同性婚自体の肯定ではない¹⁴。

このように、新伝統主義は LGBT ムスリムの苦難に同情するに留まる。一方、同性愛的行為・同性婚を認めるほどの新しい解釈は (cf. Kugle 2010)、未だ多くのムスリムに浸透していない。すなわち LGBT ムスリムの苦難は根本的な解決に至っていないといえよう。

II 日本の LGBT とイスラーム

1 日本の LGBT 差別・偏見に関する現状

上述の通り、海外ではムスリムによる同性愛の同胞への迫害・差別が顕在化している。では日本ではどうか。近年日本でも、LGBT への認知・関心・理解が高まりつつある。例えばメディアでは、LGBT に関するニュースや教育・特集番組が増えた他、LGBT の登場人物が日常に溶け込む形で描かれるドラマも増えている¹⁵。行政面では、同性パートナーシップにより同性カップルに婚姻に相当する証明書を発行する自治体が全国的に増えつつある¹⁶。教育面でも、大学のジェンダーに関する講義のみならず、小学校や中学校、高等学校で使用される教科書の中には、LGBT や性の多様性についての説明が盛り込まれているものもある¹⁷。

しかし文科省はそれらを教えるべき内容として学習指導要領に定めていないため、性の多様性について学校で必ず学べるとは限らない¹⁸。認定 NPO 法人 ReBit

による、2018年～2021年における日常的な LGBT を取り巻く実態調査の結果によると、小学校高学年の約 6 割が日常生活において「オカマ」「ホモ」「オネエ」など差別的な言葉に接しているという¹⁹。中高生の自傷行為経験率も、LGBT は非 LGBT よりも極めて高い(日高 2021: 372)。さらに社会人になっても、例えば LGBT であることで就職差別を受けるなどの労働問題が報告されている²⁰。何より国家として同性婚が民法で認められていない。2021年5月には、LGBT 理解増進法案の国会への提出すら見送られている。

このように日本は未だ LGBT 差別のない社会への途上にある。そんな社会に暮らす LGBT のムスリムは、同じ日本に暮らすムスリムの同胞からどのように対応されているのだろうか。

2 日本のムスリムと LGBT

日本にも、しかも日本人にも LGBT ムスリムはいる。日本のムスリムは外国人信者²¹が大勢を占めるが、日本人信者も増加している。店田によると、2016年時点では日本人ムスリム²²は推計 4 万人であったが、2018年時点で推計 4 万 3 千人(店田 2019: 260)、2020年末時点では約 4 万 7 千人に上るとされる(店田 2021: 5-6)。特に外国人ムスリム男性との結婚改宗による日本人ムスリム女性(ムスリマ)や、かれらから生まれた、生まれながらにムスリムの日本人の子ども達が大きな割合を占めている(cf. 小村 2019; 店田 2021: 5)。それに伴い、同性婚や同性愛的行為を望む日本人 LGBT ムスリムも一定数存在すると推察さ

14 この点について高橋は次のように指摘する。「あくまでも古典的解釈に立脚した議論を展開する点で、その再解釈には限界も認められる。すなわち、古典的解釈の中で明確な合意が認められる案件については、再解釈をもってしてもこれを覆すのが困難である。例えば同性間の性行為の禁止はこの範疇に入るものであると言えるだろう」(高橋 2019: 140)。

15 TBS で 2016 年・2021 年に放送された「逃げるは恥だが役に立つ」や、テレビ朝日で 2016 年・2018 年・2019 年に放送された「おっさんずラブ」他。

16 同性パートナーシップは 2015 年 11 月に東京都渋谷区と世田谷区で施行されて以降、2020 年 12 月時点までに 66 の自治体で施行され、全国に広がっている(一般社団法人日本 LGBT サポート協会のホームページ、「パートナーシップ宣誓制度について」)。

17 「LGBT 教育に求められる取り組みとは? 日本の現状と残された今後の課題」(日本教育新聞 NIKKYO WEB、2020 年 5 月 31 日配信)。

18 上述の日本教育新聞 NIKKYO WEB の記事。

19 ウェブページ『PRTIMES』の速報記事(2021 年 10 月 21 日配信)。

20 例えば『ビジネス・レーパー・トレンド 2017 年 2 月号 特集: LGBT が働きやすい職場環境に向けて——セクシュアル・マイノリティの労働問題』。

21 外国人(ムスリム)の内訳は世界と日本のムスリム人口に詳しい店田廣文の論考に依拠する(店田 2021: 5)。それによると、少なくとも正規の滞在資格をもつ外国人ムスリムは、「日本人の配偶者」資格の外国人ムスリムで、2020 年 12 月末時点で 17 万 8 千人強に上る。

22 日本人(ムスリム)の内訳は、婚姻を契機に改宗した日本人とその子ども、帰化者、自ら入信した日本人である(店田 2019: 260)。

れる²³。

しかし日本人LGBTムスリムに関する文献は現在ほとんど見当たらない。そのため、①日本ではLGBTムスリムに対する同胞からの偏見や差別があるのか否か、②日本人LGBTムスリムが同性愛的行為や同性婚をどのように考えてイスラームを信仰しているのか、といった現況がほとんど未知の状態である。そこで本稿は、筆者が住む東海地方の3名の当事者の見解よりその一端を明らかにする。それによりイスラーム信仰と性の多様性が日本において両立するために必要な事柄について考察する。

なお調査協力を得た当事者数が3名というのは、日本のLGBTムスリムに一般化する数としては少なすぎるかもしれない。しかし日本人ムスリム自体が少数派である上に、日本では依然LGBTのカミングアウト率が低く²⁴、協力者を探すことには困難が伴う。そのためこの人数は現況を把握するために参考にする人数としてある程度有意であると考えられる。

III 調査概要

筆者は2016年頃より断続的に、東海地方のモスク（礼拝所）などで日本人ムスリムのジェンダー・セクシュアリティに関する聞き取り及び参与観察を行ってきた。COVID-19が流行し対面での調査が難しくなった2020年からは、SNSやEメール（メール・アプリケーションを含む）を利用してきた。

まず東海地方在住の3名の日本人LGBTムスリマ（A～Cさん）の基本情報（性的アイデンティティ、既婚／独身、筆者との出会いから聞き取りまでの過程、入信した理由、その他本件と関連深い事項）について述べる。3名ともイスラームの勉強会に参加したりモスクに通ったり、イスラームの教えを実践する、筆者から見て敬虔なムスリマである。なお本稿での情報公

開に先立ち、当人の了承を得ている。

Aさん（50代、独身）は、身体は男性で性自認は女性、性的指向は男性のトランスジェンダーの女性（トランス女性）である。友人の紹介により、筆者はAさんとEメールを通して連絡を取り、2018年3月に対面で聞き取りを行った。2021年からはEメールで調査協力を得ている。

Aさんが入信を決意したのは、自身の見解をネットで配信していた際に得たムスリムの反応から、自分は受け入れられるだろうという手ごたえを感じたからだという。幼少期から女性としての性自認をもち、小学生で性的指向が男性である自覚をもった。これまでセクシュアリティについてそれほど悩んだことはない。女性服を着用するようになったのは、2015年に初めて、東海地方のゲイバーに行った時からである。宗教には以前から関心をもっていた。「公然と神を信じることで（以前感じたことのある）「救済の予感」を確かなものにしたい」という思いから、2016年に初めて行ったモスクでそのまま入信した。改宗後は精神的に穏やかになったという。

Bさん（40代、既婚、子ども3名）は、身体は女性で性自認はノンバイナリー²⁵、性的指向は両性の、両性愛者である²⁶。Bさんとは2015～2016年頃にモスクで出会った。筆者は2017年まではモスクで、その後はメールやSNSにおいて、頻繁にイスラームとジェンダーや家族に関してBさんから聞き取りの協力を得ている。

Bさんは10代より計10年間、スコットランド、オーストリア、アメリカといった西洋文化圏での留学経験をもつ。一般企業の会社員で、英語を用いた翻訳業に従事している。彼女はバングラディッシュ人ムスリム男性との結婚を契機として、2005年に入信した。同性愛者であることを明確に自覚するようになったのは結婚後だという。Bさんは夫婦間での隠し事を本意とせ

23 電通ダイバーシティ・ラボによる「LGBT調査2018」の結果によると、日本ではLGBT層に該当する人が8.9%で（電通ニュースリリース 2019）、約11人に1人は該当するという。単純計算すると、4万7千人の日本人ムスリム（店田 2021: 5-6）のうち、4100人ほどはLGBT層に該当する可能性がある。

24 例えば職場に限ってもカミングアウト率は相当低い。「令和元年度 厚生労働省委託事業 職場におけるダイバーシティ推進事業報告書」における「いまの職場の誰か一人にでも、自身が性的マイノリティであることを伝えているか：労働者アンケート調査」では、574名のレズビアン・ゲイ・バイセクシュアルのうちの83.8%、101名のトランスジェンダーのうちの72.3%が「伝えていない」と回答している（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 2020: 236）。

25 ノンバイナリーとは、性自認と性表現が、男性／女性の典型的な二分法に当てはまらない人全般を指す（cf. Magazine for LGBTQ + Ally PRIDE JAPAN のホームページ上の「LGBTQ用語解説」）。

26 本稿では便宜上、Bさんを「彼女」、「ムスリマ」と表現する。Bさんも了承している。

ず、夫にカミングアウトしている²⁷。しかし夫はLGBTに関する知識・理解共に乏しいという。夫はBさんを愛している一方で、BさんのLGBTとしての当事者性については受け止め切れていない。LGBT一般に対して偏見に満ちた言葉を放ち、Bさんとしばしば口論になっている。彼女は夫に「LGBT当事者はフツーの人」と思ってくれるよう願っている。Bさんは現在、意見交換ができる同胞を求めて、アメリカのLGBTにフレンドリーなモスクにおける、LGBT ムスリム・コミュニティのオンライン・ミーティングに頻繁に参加している。

Cさん(40代、既婚、子ども3名)は両性愛女性の専業主婦である。彼女も、英語の本に親しむなど海外(特に夫の出身国であるトルコ)への関心が高い。学生時代にはアメリカでホームステイの経験もある。筆者は彼女とも2016年にモスクで出会い、その後イスラームの勉強会の他、彼女の自宅やカフェなどモスク以外の場でも聞き取りや交流を重ねてきた。2021年からはSNSやメールで聞き取りの協力を得てきた。

Cさんも既婚者だが、結婚改宗者ではない。彼女は子どもの頃から「神様を探してきた」という。小学生でキリスト教会に通うようになり、高校生の頃にはキリスト教徒になっていた。しかし高校3年生の頃からキリスト教に疑問をもち始め、イスラームの勉強を始めて入信した。そしてその約1年後に日本でトルコ人ムスリム男性と出会ったことを契機に結婚した。Cさんは夫にも子ども達にも、自身のセクシュアリティについて伝えていない²⁸。夫は自分の考えを他者に押しつけるタイプであり、「伝えても良いことより悪いことの方が多くなりそうなので言わない方がいいと感じて」いるのだという。

IV 日本のムスリム・コミュニティにおけるLGBTへの差別・偏見の有無

以下にAさんとBさんを中心とする語りから、東海地方におけるLGBT ムスリムへの差別・偏見の状況を垣間見る。

1 外国人信者からのSOGIハラスメント——Aさん・Bさんの語りより

SOGI²⁹とは性的指向と性自認を指す。まずAさんは、外国人ムスリムや外国にルーツをもつムスリムから、普段通っているモスクにおいて何度か差別的言動を受けたことがある。具体的には、「ピンクの服は女ものだからおかしい」と外国人ムスリムに言われたことがあるという(2021年9月15日メールにて)。また「一度ある(中略)モスクでインドネシアの男性とマレーシアの男性にあなたには女のジン(精霊)が憑いているから神様に追い出すことをお願いしましょうといわれたことがあります」と語る(2021年9月15日メールにて、()内は引用者の加筆)。さらに「(外国人と思いき)小学生くらいの女の子たちにあの人おかしいといわれたことがあります」とも語っている(2021年9月15日・10月7日メールにて、()内は引用者の加筆)。一方日本人ムスリムからは差別的言動を受けたことがない。

Bさんも、「(日本人)ムスリマさんへのカミングアウトで嫌な思いをしたことはない」という³⁰。そして「LGBTはあり得ない!と堂々と言ってしまうのは外国籍(のムスリム)」だと語る(2021年3月15日LINEにて、()内は引用者の加筆)。その背景についてBさんは、LGBTに関する一般論としての話を外国人ムスリムとしたことを引き合いに出して次のように語る。

日本人ムスリマさんは外国籍ムスリムよりもLGBTに接触する機会が多い³¹と思うのでそこまで偏見に満ちたことを言う人は少ないのですが、外国籍ムスリムの人達は「禁止」と思い込んでると、変に同性への感情を押しつけてる人も少なくないので、それで必要以上に攻撃してきたり、病気だ!と罵ってくる人も少なくないですね。(2021年5月16日LINEにて)

AさんとBさんの経験談から、まず日本人ムスリムも同胞のムスリムからSOGIハラスメントを受けたり

27 なおBさんは中学生の娘にも、2021年に自身のセクシュアリティについて明かしている。

28 ただしCさんは自身の子ども達に、もし自分が性的少数者であると自覚して打ち明けたいと思ったら、打ち明けて欲しいと伝えている(2021年6月26日LINEにて)。

29 Sexual Orientation and Gender Identityの頭文字。

30 Bさんは日本人信者の中では女性信者と接する機会が多いと推察される。そのため「日本人ムスリマ」と表現していると思われる。

31 後日、Bさんは「接触が多いものもあるし、最近だとドラマなどのエンタメもある」(2021年9月30日LINEにて)と補足している。

感じたりしていること、そしてそれが主に外国人ムスリムによってなされていることが分かる。そしてBさんはその理由を上記のように「日本人ムスリマさんは外国籍ムスリムよりもLGBTに接触する機会が多い」ためだと推察している。

こうした事実と推察は、日本がLGBTムスリム差別のない社会を展望する上で2つのヒントを示唆している。1点目は滞日外国人ムスリムの差別や偏見を和らげる方法である。日本人ムスリムが「LGBTに接触する機会が多い」ということは、今の日本はSOGIの公表がある程度可能な社会になっていることを意味する。この機運をさらに高めて、日本がSOGIの公表を随意にできる社会になれば、滞日期間が長い外国人ムスリムから徐々にLGBTの人達と接触する機会が増えて、「偏見に満ちたこと」を言う人を減らせるのではないかと考える。

2 日本人ムスリムと SOGI 理解

2点目は日本人ムスリムにもLGBTの同胞への理解を深める余地がある可能性である。というのも、表立ってLGBTムスリムへの偏見を表さないことが、必ずしも、性の多様性を正しく理解していることを意味するとは限らないためである。日本ではLGBTの人達に接する機会が増えるにつれて、性差別（及びそのように指摘されること）を否定的に捉える共通認識が広がりつつある。それは差別をなくす上で有効であろう一方で、偏見めいた発言をすることで単に悪印象をもたれたいがために差別的発言をしない人達を生み出している可能性もある³²。あるいは他人を悪く言うことを信者として慎んでいるからかもしれない。

実際にBさんは、日本人ムスリムがLGBTの同胞に理解があるとまでは感じていないようである。BさんはアメリカのLGBTムスリム・コミュニティのミー

ティングにオンライン参加する理由について次のように語る。「日本だとLGBT Muslimは本当に少ないので「こんなのが大変！」と言っても理解されないことが殆どですよ！だから（アメリカの）LGBT Muslim communityが私にとっては必要でした」（2021年4月18日LINEにて、（）内は引用者の加筆）。なお「大変」なのは、性科学に基づいたLGBTへの理解が不十分である人が多いために、随意にカミングアウトできないことにあるという（2021年11月7日LINEにて）。

筆者もこれまでのところ、日本人ムスリム達が性科学に基づいてLGBTを正しく理解しているという印象をもちきれていない。例えば2016年に日本人ムスリム数名から、イスラームにおけるLGBTの扱われ方について話を聞こうとした際には、LGBTをどう捉えれば良いのか戸惑っている印象を受けた。ある敬虔な女性信者は、LGBTムスリムに対する差別や偏見自体については、イスラーム的に是正すべきだと語る（2021年10月30日メッセージにて）。一方で彼女はトランスジェンダーについて、「病院で診断してもらって治らないなら仕方ない³³」（2016年7月16日モスクにて）、「（トランスジェンダーや同性愛者であることは）病気というよりも、アッラーが与えた試練」（2021年10月30日メッセージにて、（）内は引用者の加筆）と捉えている³⁴。こうした「治らない」、「試練」という表現は、LGBTであるということが根源的には「課題」として捉えられていることを示唆している³⁵。

このように日本人信者達は偏見や差別を態度として示さない一方で、LGBTの同胞に性科学上の理解を示しているとは必ずしもいえないように見える。日本社会がLGBT理解の途上にあることはその理由の1つとして挙げられるだろう。しかしそれ以上に根本的な理由として考えられるのは、海外のイスラーム社会と同様に、日本でも同性愛的行為・同性婚がイスラーム

32 Bさんも「日本人でも偏見を持つ人はいることはありますが、そういう人たちはいい印象を受けないので控えてるだけ?」（2021年9月30日LINEにて）と言及している。なお、外国人ムスリムがLGBTに関する差別・偏見を公言することについて、Bさんは次のように語る。「（かれらは）残念ながら（自分の）印象が悪くなるとかの発想はないと思います。うち（Bさんの夫）もLGBTを正しく理解できてないなんて全く思わなくて、話にならなかった」（2021年9月30日LINEにて、（）内は引用者の加筆）。

33 同性愛及びトランスジェンダーの「性同一性障害」（性別不合）が病気や障害であるという見解は、現在は医学上否定されている（cf. Magazine for LGBTQ + Ally PRIDE JAPANのホームページ上の記事「WHOの「国際疾病分類」が改訂され、性同一性障害が「精神疾患」から外れることになりました」（2018年6月21日配信）及び「WHOが性同一性障害を「精神障害」の分類から除外しました」（2019年5月27日配信））。

34 なお彼女自身、10年以上前よりLGBTムスリムからカミングアウトを受けた経験をもつ。かれらとは「同胞として普通に接してきたという。彼女は、信仰はアッラーとの関係であり、他人がその人について判断することはできないとし、周囲のムスリムは同胞として偏見をもたずにLGBTムスリムと接するべきと語っている。なおトランスジェンダーに関するイスラーム上の見解については稿を改めた。

35 日本人ムスリムを対象とした、イスラームとLGBTに関する量的調査は今後の課題とする。

法学上容認されていないと認識されていることである³⁶。では日本人 LGBT ムスリム当事者は、イスラームにおける同性愛的行為・同性婚についてどのような見解をもっているのか。以下に、Cさん、BさんそしてAさんの見解を見ていく。

V 日本人 LGBT ムスリムによる同性愛的行為・同性婚に関する見解

1 同性婚禁止を支持するも自己否定はしない ——Cさんの見解

両性愛ムスリマのCさんは、非 LGBT ムスリムの多数派と同様に、アッラーは同性愛的行為・同性婚を禁じているという解釈を信じており、それ故に自身のセクシュアリティとの齟齬に苦しむ胸の内を次のように明かす。「自分も悩んでいるように、アッラーが何をお求めなのか苦しみます。(中略)アッラーのお決めた事になった事を人間が改ざんする事はできません」。そして彼女は「苦しみもアッラーからのプレゼント」として、その解釈を受け入れている(2021年4月17日 LINE にて、(中略)は引用者の加筆)。

一方でCさんは次のような解釈も示す。「私は、アッラーは人間の弱さ、愚かさ、不完全さを気前よくお許しになる方だと思っています」(2021年5月24日 LINE にて)。アッラーの気前の良さ(あるいは慈悲深さ)は、イスラームの教えに関する様々な文脈において登場する³⁷。そのため多くのムスリムの合意を得られやすい認識であろう。Cさんはこの、アッラーの気前の良さを根拠に、次のように自身のセクシュアリティとの擦り合わせを行う。「そんなに強くなれないムスリムは、甘んじて禁を破り、それをアッラーに許しを請いながら生きることで(中略)、アッラーとの特別な関係を築けると思います」(2021年4月17日 LINE にて、(中略)は引用者の加筆)。

さらにCさんは次のように自身のセクシュアリティを肯定する。「バイセクシャル(両性愛者)である事の責任はアッラーにあり、私にはないので、自己否定をする事はありません」(2021年4月17日 LINE にて、()内は引用者の加筆)³⁸。またイスラームにおける LGBT 差別に関しても、「マイノリティを生きにくくしているのはイスラームではなくて愚かなムスリム達」と語る(2021年4月17日 LINE にて)。

Cさんの見解は、同性愛は不道徳と認めている点において、伝統主義的解釈に合致する。ただし、両性愛者であることで自己否定をすることはないという点や、何よりアッラーの「気前の良さ」を根拠に同性愛的行為を可能とする余地を残している点から、Cさんはいわば同性愛的行為を消極的に肯定しているといえよう。

2 宗教は LGBT を押さえつけられない——Bさんの見解

一方、両性愛でノンバイナリーのムスリマであるBさんは次のように語り、同性婚の禁止に関する教えに疑問を抱いている。「私にはこの時代に本人の意思を伴う同性婚の禁止が未だに教えられてるのがよく分かりません」(2021年3月9日 LINE にて)、「同性婚はできないと言われるイスラムですが、これも同性婚したからと(いって)誰に迷惑がかかるわけではないし、アッラーは本当に成人同士の、自分達の意味で結婚したいと思ってる者同士の同性婚を禁止していたのか?(と思う)」(2021年3月7日 LINE にて、()内は引用者の加筆)。彼女のこうした語りは、同性婚を禁止することはアッラーの真意でない可能性、さらにはいけば同性婚の禁止という教えには、人間の解釈が含まれている可能性を示唆している³⁹。

そもそもBさんは、成人同士が同意の上で私的な場で行う同性愛的行為の禁止は、現実的に難しいと考え

36 例えばある日本人ムスリマは、同性婚をする同胞を差別しないとする。「人が何をしているかを判断するのはアッラーであり、人間ではない」とも語る。ただし同性婚自体は「盗み、殺人、噂話、浪費など」と並んで、イスラームにおいて推奨されない行為であるため、反対する旨を語っている(2017年9月15日カフェにて、2021年11月23日メールにて)。

37 イスラーム思想史・イスラーム神学を専門とする松山洋平は、「クルアーンのなかでは、神が、悔い改める者の罪を帳消しにする慈悲深い存在であることが繰り返し強調されています」と指摘する(松山 2017: 51) (cf. クルアーン第39章第53節)。アッラーの慈悲深さについてはハディースでも、例えば「殺人者の懺悔を受け入れることについて」(『サヒーフ・ムスリム』3巻 pp. 647-650)において記されている。

38 イスラームではこの世の全てはアッラーの創造物と考えられている(e.g. 大川(監修)、島崎(著) 2007: 146-147)。そのため自分が LGBT であるのもアッラーの意志に拠るのであり、自分のせいではないという解釈と捉えられる。

39 Bさんは、「イスラムは全ての少数派に優しい教えですが、人間がかなり曲げて解釈しちゃってると思っています」(2021年3月3日 LINE にて)とも語っている。

る。それは「成人同士のプライベートなセックスについてはアッラーしか見てないことだし⁴⁰、本人の意思を伴う行為なので、禁止するのは難しい」（2021年3月7日LINEにて）という語りから分かる。また「LGBTはなくそうとしたってなくならないし、宗教で押さえつけることができるものではありません」（2021年3月9日LINEにて）とも語る。彼女は普段、信仰を内在させた語り方をするのだが、SOGIについてはこのように信仰（宗教）と区別して語ることがある。また心情の上でも、「asking for forgiveness（許しを請う）ばかりではLGBTとして生きていくのはやっぱりしんどいだけ」（2021年4月18日LINEにて、（）内は引用者の加筆）と吐露する⁴¹。つまり同性愛的行為についてアッラーに許しを請いながら生きるという考え方に関しても、否定的であるといえよう。なお彼女自身、仮定の話で冗談交じりではあるものの、「同性を愛することになった場合はアメリカか欧州出身の人になりそうなので、そっちに移住して同性婚だけでもしようかと思えます」（2021年4月18日LINEにて）と語っている。

このようにBさんは、LGBT当事者として現実的観点から、同性愛的行為・同性婚が宗教上禁じられていることを不当と捉えている。またイスラームの考えに即した反論の根拠として、「成人同士のプライベートなセックスについてはアッラーしか見ていない」点を挙げる。総じてBさんはより積極的に同性愛的行為を肯定する立場を取っているといえる。

3 従来の規範を基にして同性婚を肯定——Aさんの見解

トランス女性のAさんも、Bさんと同様に、本当にイスラームでは同性婚を禁じているのかという点に疑問を抱いている。Aさんは従来のイスラームの教え・考え方を根拠にして、同性愛的行為・同性婚は事実上可能とする。彼女はその根拠として以下の5つの観点を挙げる。

1つ目は、イスラームでは同性婚を必ずしも完全には禁じていないという観点である。Aさんはイスラームと同性愛的行為・同性婚について次のように語る。「イスラームでは同性婚を、あらゆる場合で禁じているようには書かれていません。ハディースに一度良くないと書かれていましたが、それはある条件下であって、他の場合は分かりません」（2018年3月22日モスクにて）。「ある条件」というのは、先述のクーゲルが預言者ルートに関する記述において指摘した、男性によるレイプのことである。すなわちAさんは、クルアーンやハディースに照らし合わせても、イスラームがレイプでない同性間の性交まで否定しているとは言い切れないと考えているといえる⁴²。

2つ目は、「(同性婚が)悪いことかどうかはアッラーが決めること⁴³」（2018年3月22日モスクにて、2021年5月24日Eメールにて、（）内は引用者の加筆）という観点である。これは人間である他のムスリムは同性婚の善悪について最終的には決められないことを意味する。加えて彼女は「アッラーは出来ないことは課

40 Bさんが語る「アッラーしか見てない」という言葉の背景には、「アッラーは全て見ている」というイスラームの世界観がある。クルアーンによると、人間の善行と悪行はその両肩に止まっている2天使により全て記録されている。世界が終末を迎える時、死者は全て復活し、アッラーからの最後の審判を受けるのだが、その際アッラーは2天使の記録から死者の行動を全て知ることになるという（クルアーン 第50章）（cf. 三田（訳）；大川（監修）、島崎（著）2007: 152）。

41 既婚者であるBさんは、両性愛者としての悩みや当事者意識をもち続ける理由について次のように語っている。当事者意識が強いのは、結婚後に女性を好きになったことがあるためである（なお夫を裏切ってまで、不倫をすることは出来なかったという）。また子ども達が将来、同性のパートナーを連れてくる可能性を考えると、当事者意識を捨てたくなかったためでもあるという（2021年3月3日・3月13日、LINEにて）。

Cさんも、結婚後どのような時に自身のセクシュアリティについて気になるかと筆者に問われた際に以下のように回答している。「数はかなり少ないですが、会うのを避けたいと思うほど性的に惹かれる女性がいるので、その方たちに会うと気になりますね。ムスリマだし、この気持ちにアッラーはどう対応することを求めているのか。と気になります」（2021年3月23日LINEにて）。

42 この点に付随してAさんは、「同性婚の想定はされていないのは事実ですが」と前置きした上で、ハディース（『サヒーフ・ムスリム』ウェブ版）を基に次のように補足する。「同性が好きになることではなくアナルセックスが禁止というのが正確なところではないのでしょうか。（男女の間でも禁止のようです）」（2021年10月7日メールにて）。

43 「アッラーが決めること」というのも、先述のBさんの「アッラーしか見ていない」という語りと同様に、死後に関するイスラームの世界観に基づく。

さない⁴⁴。だから自分も男性と結婚できると思う⁴⁵」(2018年3月22日モスクにて、2021年5月24日Eメールにて)とも語る(3つ目の観点)。この3点をまとめると、他のムスリムに同性愛的行為・同性婚を非難される筋合いがないことに加えて、アッラーはできない試練を人間に課さない、だからイスラームでの同性婚は可能であるという論理になる。なおAさんは、結婚相手がいれば、その彼とイスラームでの結婚をしたい、そしてそれは可能だと思っていると語る(2018年3月22日モスクにて)⁴⁶。

4つ目は、「(同性愛的行為・同性婚が)悪いことという前提だとしても、それがどれくらい悪いかは分からない。人を殺しても天国に行けるくらいアッラーは慈悲深い⁴⁷」(2018年3月22日モスクにて、2021年5月24日Eメールにて、()内は引用者の加筆)という観点である。殺人者でも天国に行くことを認めるほど慈悲深いアッラーなのだから、たとえ同性愛的行為・同性婚が悪と見なされたとしても、大した悪とは見なされないだろうという解釈である。

さらにAさんは、「信仰の根幹と社会制度は分けて考える必要がある」と語る(2018年3月22日モスクにて)。これが5つ目の観点である。具体的には、「信仰は変えてはいけませんが、社会制度は同時代の異教徒(ここでは西洋のキリスト教徒を指す)のウンマ(信仰共同体)よりもイスラームのウンマが、アッラーの示した価値観において優れている必要がある。人権上、異教徒のウンマの社会制度の方が優れているならば、イスラームも変えた方がよい⁴⁸」(2018年3月22日モスクにて、2021年5月24日Eメールにて、()内は引用者の加筆)ということである。この言葉が同性愛的行為や同性婚に関する文脈において語られたことを考慮すれば、Aさんが同性愛的行為・同性婚を信仰自体に

関わることとして見なしていないと捉えられる。その上でAさんは、今のイスラームのウンマは「アッラーの示した価値観」に基づく「優れた」ものになっていない、むしろ「異教徒のウンマの社会制度」の方が人権への配慮という点で優れている側面もあると考えていることが分かる。

このようにAさんは、様々な観点からイスラームの同性愛的行為・同性婚が可能であることを示唆する。Aさんはクーゲル論に見られるような、同性愛的行為に直接関わる聖典の項目の再解釈に根拠を見いだしている。しかしそれだけでなく、一般的なイスラームの教え——「アッラーが決めること」、「アッラーは出来ないことは課さない」、「アッラーは慈悲深い」といった教え——も同性愛的行為・同性婚の肯定に有用であることを示す。さらに同性愛的行為・同性婚を「信仰の根幹」から切り離して捉える観点も提示する。

以上から、今回調査に協力頂いた3人の日本人LGBTムスリマ達が、どのように同性愛的行為・同性婚を肯定的に捉え、信仰とセクシュアリティの両立を図っているかが分かる。それはクーゲルらが示すような斬新な解釈だけでは必ずしもない。「アッラーは出来ないことは課さない」という教えや、「アッラーしか見ていない」、「アッラーと自分の関係」の話だから他人にどうこう言われることではないし、禁止することはできないといった、これまで広く支持されてきた汎用性の高い教えを用いることも含まれる。

また肯定するにしても、上述のようなストレートな方法だけでなく、アッラーに許される程度の「悪」と考える見方もある(Aさん・Cさん)。これは同性婚を否定する伝統主義的な教えを前提にしても、「アッラーの寛大さにより許容される」とする、消極的否定

44 「アッラーは出来ないことは課さない」という教えは、クルアーン第2章第286節の「アッラーは誰にも、その能力以上のものを負わせられない。(人びとは)自分の稼いだもので(自分を)益し、その稼いだもので(自分を)損う」という章句が典拠となる。

45 なお次の語りで見られるように、Aさんは自身が男性と結婚できると思うのは、トランス女性(で異性愛者)だからであると考えられる。それ以外の同性愛カップルのイスラーム上での結婚には悲観的な見方をする。「イスラームでの(結婚)というのは、トランス女性である私は、ということです。男と男などの結婚は、想定はされていないことは知っている。同性婚を認めてもらうのは時間がかかるでしょう」(2021年5月24日Eメールにて、()内は引用者の加筆)。

46 なお2021年5月時点には、「最近の心境ではこの世で男性と付き合うことはあまり考えなくなりました。来世で(高校時代の彼女と)女の身体をアッラーからもらって結ばれることを考えています」とAさんは語っている(2021年5月24日Eメールにて)。

47 「人を殺しても天国に行けるくらいアッラーは慈悲深い」ことの典拠には、例えばハディースの「殺人者の懺悔を受け入れることについて」が挙げられる。100名を殺した男が篤信者らの住む村を目指す道中で死亡した。彼は「篤信者らの住む方角に半分より、丁度手の長さほどであるが、近寄っている」ことを理由に篤信者の仲間に入れられたというものである(『サヒーフ・ムスリム』3巻 pp. 647-650)。

48 ただしAさんは「イスラームのウンマと異教徒のウンマについてですがお互い得手不得手があり、一方的に異教徒(キリスト教徒)のウンマが正しいとは思っていません」とも述べている(2021年10月21日Eメールにて)。

あるいは事実上の肯定といえる論理である。

さらに同性愛的行為・同性婚を禁じるイスラーム法が本当にアッラーの意志に叶うものなのか疑問視する観点も見られる。Aさんは信仰と社会制度を分けて考えるべきと語り、Bさんは信仰とSOGIを分けて考えている。このように同性愛的行為・同性婚をイスラームの信仰から切り離すこともまた、信仰とセクシュアリティ双方の擁護そして両立につながるように見える。

VI おわりに——伝統主義 vs 再／新解釈、日本人か外国人か、LGBTか否か、ムスリムか否かを超えて

調査協力者達の語りから、日本でも外国人ムスリムによるLGBTムスリムへの差別・偏見があることが分かる。一方で日本人ムスリムからのそれは聞かれなかった。その違いは、まずはLGBT差別を好ましくないものとする認識を共有できるか否かという点にあるといえるだろう。その認識を共有するためには、そしてその延長上にイスラームと性の多様性の両立を展望するならば、宗教と社会の両面からのアプローチが必要と考える。

宗教の側面については以下の2点に着目したい。1点目は、伝統的なイスラームの教えから、同性愛者差別や偏見を是とししない根拠を導き出せる点である。非LGBTを含めて今回の調査協力者達が口をそろえるのは、「判断するのはアッラーであって人間ではない」という教えである。この教えに従うならば、たとえ同性婚に反対してしようとも、同性愛者の同胞を差別すべきではないという論理が成立する。

2点目は、反・同性愛的行為への反論の根拠として、同性愛関連に必ずしも特化しない、イスラームの伝統的な教えが有用でありうる点である。「アッラーは出来ないことは課さない」など、汎用性が高く、また信者達の幅広い支持を集めている伝統的解釈を用いた同性愛擁護論は、少なくとも理論上ではLGBT当事者を批判しづらくする効果をもつと推察する。

彼女達の解釈は、いわば再／新解釈と新伝統主義的解釈の中間に位置づけられる。同性愛的行為の擁護論といえば、クルアーンやハディースなどの「新しい独創的な」(青柳 2021: 9) 解釈が前面に出る場合が多い。それはLGBTの人権と信仰の両方を守る上で大変意義深く、今後も建設的な議論が望まれる。ただし現在

のところは、多くのムスリムの賛同を獲得しているとはいえない状況にある。本稿で取り上げた、伝統主義的解釈を踏まえた上での同性愛的行為・同性婚の擁護論は、新しく独創的な新解釈と両輪で、ムスリムの同性愛的行為を教義上擁護しうる点で有効であると考えられる。

加えて、社会全体における性科学の知識の普及も、性差別をなくし多様な性への理解を深める上で重要な課題であろう。これはムスリムだけの課題ではない。日本においては、ムスリム・非ムスリムを問わず、まずは日本人がLGBTに関する正しい性科学の知識を身につけて理解を深めることが肝要と考える。それにより、これまでクローゼット(カミングアウトしていない状態)であり続けるしかなかったLGBTの人々も随意にカミングアウトしやすくなるだろう。そうなれば、外国人ムスリムが日本でLGBTと接触する機会も自然と増えていき、その存在に慣れていくのではないだろうか。もちろん、自国で長年かけて醸成されてきたかれらの強固な差別観がすぐに払拭されるのは難しいだろう。それでもかれらが、例えば近い人からカミングアウトを受けることで、当事者の人柄を含めて、LGBTへの印象が好転する可能性はあるのではないだろうか。周囲の日本人がLGBT当事者に対して好意的な反応を示していれば、なおさらその可能性は高まると推察する。その延長上に外国人／日本人、ムスリム／非ムスリムを問わず、LGBTへの理解の広がりや深化が見込めることを期待したい。

謝辞

本稿を執筆するにあたり、LGBTムスリム当事者のAさん、Bさん、Cさん、そして非LGBTムスリムのお二方には、何度もお話を聞かせて頂き、大変お世話になりました。心より感謝申し上げます。また非ムスリムである筆者を温かく受け入れて下さったモスク関係者、信者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

加えて、本稿執筆に先立ち、日本のイスラームとジェンダーへの関心の中でも、LGBTとイスラームというテーマに特化して研究を進めるようご助言して頂いた松下千雅子教授(名古屋大学)に深謝申し上げます。そして学会発表や研究会等で、本稿の執筆を進めるにあたり貴重なコメントを頂いた先生方、特に小池誠教授(桃山学院大学)と小林奈央子准教授(愛知学院大学)に厚くお礼を申し上げます。最後に、遅筆な筆者の投稿を後押しして下さった渡部森哉教授(南山大学)、そして編集委員の先生方、査読をして下さった先生、校正者の方に、心よりお礼を申し上げます。

参考文献

(日本語文献)

青柳 かおる

2020 「イスラームにおける同性愛——伝統的解釈を中心に」『人文科学研究』147: 1-19。

2021 「イスラームの同性愛における新たな潮流——ゲイのムスリムたちの解釈と活動」『比較宗教思想研究』21: 1-24。

伊賀 司

2017 「現代マレーシアにおける「セクシュアリティ・ポリティクス」の誕生——1980年代以降の国家とLGBT運動」『アジア・アフリカ地域研究』17(1): 73-102。

大川 玲子 (監修)、島崎 晋 (著)

2007 『図解 これだけは知っておきたいコーラン入門』洋泉社。

大形 里美

2019 「インドネシアにおけるLGBT運動を取り巻く状況——LGBT運動の展開と近年の対立の構図」現代ビジネス学会『九州国際大学国際・経済論集』3: 47-78。

小村 明子

2019 『日本のイスラーム——歴史・宗教・文化を読み解く』朝日新聞出版。

高橋 圭

2019 「伝統と現実の狭間で——現代アメリカのスナ派新伝統主義とジェンダー言説」『ジェンダー研究』21: 133-144。

店田 廣文

2019 「世界と日本のムスリム人口 2018年」『人間科学研究』32(2): 253-262。

独立行政法人労働政策研究・研修機構

2017 『ビジネス・レーバー・トレンド2017年2月号 特集：LGBTが働きやすい職場環境に向けて——セクシュアル・マイノリティの労働問題』。

中村 廣治郎

1997 『イスラームと近代』岩波書店。

日高 庸晴

2021 「LGBTsの学齢期におけるいじめ被害・自傷行為・自殺未遂経験の現状」『助産雑誌』75(5): 370-375。

松山 洋平

2017 『イスラーム思想を読みとく』ちくま新書。

八木 久美子

2007 「イスラーム」『ジェンダーで学ぶ宗教学』田中雅一・川橋範子 (編)、pp. 58-73、世界思想社。

矢島 洋一

2002 「タウバ」『岩波イスラーム辞典』大塚和夫・小杉泰・小松久男・東長靖・羽田正・山内昌之 (編)、p. 597、岩波書店。

(英語文献)

Kugle, Scott Siraj al-Haqq

2010 *Homosexuality in Islam: Critical Reflection of Gay, Lesbian, and Transgender Muslims*. Oxford: One-world.

Siraj, Asifa

2011 “Isolated, Invisible, and in the Closet: The Life Story of a Scottish Muslim Lesbian” *Journal of Lesbian Studies* 15(1): 99-121.

2012 ““I Don’t Want to Taint the Name of Islam”: The Influence of Religion on the Lives of Muslim Lesbians” *Journal of Lesbian Studies* 16(4): 449-467.

2017 “Alternative Realities: Queer Muslims and the Qur’an” *Theology & Sexuality* 22(1-2): 89-101.

(ウェブページ)

磯崎 定基、飯森 嘉助、小笠原 良治 (訳)

『サヒーフ・ムスリム』日本ムスリム協会 (ウェブ版、日本ムスリム協会のホームページ)。http://www.muslim.or.jp/hadith/smuslim-top-s.html

一般社団法人日本LGBTサポート協会

「パートナーシップ宣誓制度について」。https://lgbt-japan.com/partnership/

店田 廣文

「日本のムスリム人口1990——2020年」『Research Papers: Muslims in Japan』20: 1-40、多民族多世代社会研究所 (2021年10月発表)。https://www.imemgs.com/muslim-population/510/

電通ニュースリリース

「電通ダイバーシティ・ラボが「LGBT調査2018」を実施——LGBT層に該当する人は8.9%、「LGBT」という言葉の浸透率は約7割に」、(株)電通 (2019年1月10日配信)。https://www.dentsu.co.jp/news/release/2019/0110-009728.html

日本教育新聞 NIKKYO WEB

「LGBT教育に求められる取り組みとは? 日本の現状と残された今後の課題」(2020年5月31日配信)。https://www.kyoiku-press.com/post-216749/

認定NPO法人 ReBit (PRTIMES)

「【速報】LGBTQの子どもへのいじめをなくす Spirit Dayにあわせ、小学生への調査公開。6割が日常生活でLGBTQへの差別的言動を見聞き。多様な性に関する授業後は9割が今後は言わないと回答。」(2021年10月21日配信)。https://prtimes.jp/main/html/rd/p/00000021.000047512.html

三田 了一 (訳)

『日亜対訳注解聖クルアーン』第6刷 日本ムスリム協会 (2001年発行、初版1982、ウェブ版)。http://www2.dokidoki.ne.jp/islam/quran/quran000.htm

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

「令和元年度 厚生労働省委託事業 職場におけるダ

イバーシティ推進事業 報告書」厚生労働省（2020年3月発行、同年9月16日訂正）。https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/0000088194_00001.html

ILGA World

ILGA World map on sexual orientation laws（2020年12月発行）。<https://ilga.org/maps-sexual-orientation-laws>

Magazine for LGBTQ + Ally PRIDE JAPAN

「LGBTQ用語解説」。https://www.outjapan.co.jp/pride_japan/glossary/na/2.html

「WHOの「国際疾病分類」が改訂され、性同一性障害が「精神疾患」から外れることになりました」（2018年6月21日配信）。https://www.outjapan.co.jp/pride_japan/

[news/2018/6/8.html](https://www.outjapan.co.jp/news/2018/6/8.html)

「WHOが性同一性障害を「精神障害」の分類から除外しました」（2019年5月27日配信）。https://www.outjapan.co.jp/pride_japan/news/2019/5/13.html

SeekersGuidance

“Shaykh Hamza Yusuf on Gay Muslims: Scholars Issue Statement”（2016年6月15日配信）。<https://seekersguidance.org/articles/prophet-muhammad/orlandostatement-shaykhamza-gay-muslims/>

※インターネットリソースは、すべて2022年3月18日に最終閲覧した。